

長門市水道給水条例新旧対照表

改正後	現行
目次	目次
第1章 総則(第1条—第4条)	第1章 総則(第1条—第4条)
第2章 給水装置の工事及び費用(第5条—第13条)	第2章 給水装置の工事及び費用(第5条—第13条)
第3章 給水(第14条—第24条)	第3章 給水(第14条—第24条)
第4章 料金及び手数料(第25条—第31条)	第4章 料金及び手数料(第25条—第31条)
第5章 管理(第32条—第41条)	第5章 管理(第32条—第41条)
第6章 貯水槽水道(第42条・第43条)	第6章 貯水槽水道(第42条・第43条)
第7章 布設工事監督者等(第44条—第46条)	(新設)
第8章 雑則(第47条)	第7章 雑則(第44条)
第9章 罰則(第48条)	第8章 罰則(第45条)
附則	附則
本則	本則
第1章 総則 (趣旨)	第1章 総則 (趣旨)
第1条 この条例は、水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるとともに、 <u>布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるものとする。</u>	第1条 この条例は、水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。
第7章 布設工事監督者等 (布設工事監督者を配置する工事)	(新設)
第44条 <u>法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる工事とする。</u>	(新設)
(1) <u>1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事</u>	
(2) <u>沈でん池、濾(ろ)過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事</u>	
(布設工事監督者の資格)	(新設)
第45条 法第12条第2項に規定する条例で定	

める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に規定する大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者については1年以上、第2号の卒業者については2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有

する者

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の工事に関する講習の課程を修了した者

(10) その他市長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者

2 簡易水道事業の用に供する水道(以下「簡易水道」という。)については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業生にあつては1年以上」とあるのは「第1号の卒業生にあつては6箇月以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

(水道技術管理者の資格)

(新設)

第46条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業者にあっては5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者にあっては7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) その他市長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者

2 簡易水道又は1日最大給水量が1000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

第8章 雑則

(委任)

第47条 (略)

第7章 雑則

(委任)

第44条 (略)

第9章 罰則
(過料等)
第48条 (略)

第8章 罰則
(過料等)
第45条 (略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)の施行に伴い水道法(昭和32年法律第177号)が一部改正され、これまで法令で規定されていた基準の一部について条例で定めることとされました。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）の施行に伴い水道法（昭和 32 年法律第 177 号）が一部改正され、これまで法令で規定されていた基準の一部について条例で定めることとされました。

水道法の一部改正の目的と概要

地方公共団体に課せられていた「義務付け・枠づけ」を見直し、地域主権改革を進めるため、水道法が一部改正されました。

- (1) 水道の布設工事監督者を配置する対象工事
- (2) 水道の布設工事監督者の資格基準
- (3) 水道技術管理者の資格基準

について、水道事業者（専用水道の場合は、設置者※水道技術管理者の資格基準に限る。）が地方公共団体である場合は、条例で定めることとなりました。

条例の考え方

- (1) 水道の布設工事監督者を配置する対象工事

【条例の考え方】

本市においては、国と同じ内容とすることとしています。

国では、水道の布設工事監督者を配置する対象工事は、水道施設の新設の場合と政令で定める水道施設の増設又は改造の場合としています。

これは、政令で定めるもの以外水道施設の増設又は改造については、通常の土木工事として適正に施工されれば、水道施設の正常な機能の保持に特に問題がないと考える一方で、水道施設の新設と政令で定める増設又は改造については、内容が特殊で、施工によって給水する水質に異常をきたす等の恐れがあるため水道の布設工事監督者を配置することとしているものです。

※「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設で、当該水道事業者の管理に属するものをいいます。

※「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいいます。

※「新設」とは、水道事業者の管理に属するものの全て又はいずれかの区分の施設を全く新しく新設することをいいます。

※ 既にあるこれら水道施設の何れかについて、さらに種類又は数量を増加することを「増設」といい、現にある水道施設の機能の低下を防止、修復し、又は改善、向上させることを「改造」といいます。

【政令で定めるその増設若しくは改造の工事】

水道法施行令（昭和32年政令第336号）で次のとおり定められています。

- ① 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- ② 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

- (2) 水道の布設工事監督者の資格基準

【条例の考え方】

本市においては、水道の布設工事監督者の資格基準については、それぞれの学校における課程の履修経歴と水道工事の施工に関する技術上の実務経験を総合的に勘案して定めることが適当かつ合理的であると考え、原則として国の資格基準と同じ内容にすることとしています。

※ 水道の布設工事監督者は、一定の資格を有する者に水道の布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行わせるよう水道事業者が義務付けたもので、水道法では、政令に定める資格を有する者であることが必要とされています。

【政令で定める水道の布設工事監督者の資格基準】

水道法施行令で次のとおり定められています。

- ① 大学の土木工学科において、衛生工学若しくは水道工学に関する課程（旧制大学では土木工学科の課程）を修

めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

② 大学の土木工学科において、衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

③ 短期大学若しくは高等専門学校又は旧制専門学校において土木科の課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

④ 高等学校若しくは中等教育学校又は旧制中等学校において土木科の課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑤ 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑥ 厚生労働省令の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

※ 簡易水道については、それぞれに掲げる経験年数を2分の1にすることとされています。

(3) 水道技術管理者の資格基準

【条例の考え方】

本市においては、水道技術管理者の資格基準については、それぞれの学校における課程の履修経歴と水道の工事の施工に関する技術上の実務経験を総合的に勘案して定めることが適当かつ合理的であると考え、原則として国の資格基準と同じ内容にすることとしています。

※ 水道技術管理者は、水道の管理の適正を期するため水道事業者（専用水道の場合は、設置者）に配置を義務付けたもので、水道法で政令に定める資格を有する者であることが必要とされています。

水道技術管理者は、水道事業の管理について技術上の業務を担当し、水道施設が施設基準に適合しているかの検査、水質検査などを所掌します。

【政令で定める水道技術管理者の資格基準】

水道法施行令で次のとおり定められています。

① 水道の布設工事監督者の資格を有する者

② 大学等で土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する課程を修めて卒業した後、大学卒業生については4年以上、短大・高等専門学校等の卒業生については6年以上、高等学校若しくは中等学校等の卒業生については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

③ 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

④ 厚生労働省令の定めるところにより、②、③に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

※ 簡易水道又は1日最大給水量が1,000m³以下である専用水道については、それぞれに掲げる経験年数を2分の1にすることとされています。